

福祉にかかわる人が今こそ学びたい 「憲法」そして「生存権」

私たち社会福祉士をはじめ、福祉にかかわる人が根底にもっているのは「人権を擁護する」「人の尊厳を守る」という価値観ではないでしょうか。そして、この価値を規範として明示しているのが「日本国憲法」、そしてその中でもとりわけ「生存権」について規定した第25条です。

福祉ニーズの多様化・複雑化に向き合い、「地域共生社会」の実現がめざされようとしている今、あらためて「憲法」、そしてその中の「生存権」について理解を深め、専門職として価値に根差した実践展開へとつなげていきたいと思えます。

- 主催 : 公益社団法人長野県社会福祉士会 (企画: 中信地区)
- 日時 : 2019年2月9日(土) 14:00~16:45 (受付開始 13:40)
- 会場 : 松本大学5号館522教室
- 内容 :

【第一部 報告】 「生存権」を支える様々な現場の取組みに学ぼう!

- ① 「並柳団地での子どもの居場所づくりについて」
中島 麻衣 さん (松本大学地域総合研究センター特別調査研究員)
- ② 「身体障害者の生きる権利について」
三村 仁志 さん (長野県社会福祉士会前会長)

【第二部 講演】 「ソーシャルワーカーと憲法」

講師: 青木 寛文 先生 (弁護士・長野県社会福祉士会 外部理事)

- 参加費 : 無 料
- 申込み : 裏面の申込書により FAX 026-266-0339 または
E-mail info@nacs.jp にて2月1日(金)までにお申込み下さい。
- 問合せ : 長野県社会福祉士会事務局 TEL 026-266-0294

[松本大学アクセス]



〒390-1295 長野県松本市新村2095-1

[校内案内図]

